

兵庫県公報

平成26年 8月 1日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

規 則	ページ
兵庫県税条例施行規則及び県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則(税務課).....	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則及び県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則(規則第27号)
税務システムの更新にあわせて、電子情報処理組織による納税手続又はコンビニエンスストアでの納税手続をすることができる県税の税目を拡大することにより、納税機会の拡大、事務の効率化等を図ることとし、当該手続に係る様式等について、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則及び県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 8月 1日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第27号

兵庫県税条例施行規則及び県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部を改正する規則

(兵庫県税条例施行規則の一部改正)

第1条 兵庫県税条例施行規則(昭和35年兵庫県規則第78号)の一部を次のように改正する。

第12条中「様式第3号」の右に「及び様式第3号の2」を加える。

第13条の表法第13条の2第3項の規定による納期限の変更の通知書の項中「通知書」を「告知書」に改め、同表督促状(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税)の項を削り、同表督促状(自動車税)の項中「督促状」を「督促状兼納付書」に改め、同表督促状(法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・自動車税以外)の項中「督促状」を「督促状兼納付(入)書」に改め、「法人県民税・法人事業税・地方法人特別税・」を削り、同表還付又は充当の通知書(自動車税以外)の項中「充当の通知書(自動車税以外)」を「充当等の通知書」に改め、同表還付又は充当の通知書(自動車税)の項を削る。

第19条の表個人事業税の納税通知書兼納付書(定期分)の項中「納税通知書兼納付書(定期分)」を「納税通知書」に改め、同表個人事業税の納税通知書兼納付書(随時分)の項及び個人事業税の納付書の項を削る。

第20条の表不動産取得税の納税通知書兼納付書の項中「納税通知書兼納付書」を「納税通知書」に改め、同表不動産取得税の納税通知書兼減額(徴収猶予)通知書兼納付書の項及び不動産取得税の納付書の項を削る。

第20条の2の表県たばこ税の納税通知書兼納付書の項中「納税通知書兼納付書」を「納税通知書」に改める。

第32条の21の表軽油引取税の納付書の項中「納付書」を「納入(付)書」に改め、同表軽油引取税の納税通知書兼納付書の項中「納税通知書兼納付書」を「納税通知書」に改める。

第36条の表自動車税の納付書(郵便はがきで送付するもの)の項の次に次のように加える。

自動車税の納付書(郵便はがきで送付するもの、OCR用)

様式第88号の2

第36条の表自動車税の納付書(オンライン処理用(一般用))の項及び自動車税の納付書(オンライン処理用(口座振替に係るもの))の項を削る。

第37条の表鉱区税の納税通知書兼納付書の項、第40条の表固定資産税の納税通知書兼納付書の項及び第46条の表狩猟税の納税通知書兼納付書の項中「納税通知書兼納付書」を「納税通知書」に改める。

様式第3号中

「

法定納期限等

」

を

「

法定納期限等	備考

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。
様式第 3 号の 2（第 12 条関係）

納 税 証 明 書

記

未 納 の 額
兵庫県税及びその延滞金等で滞 納 の 額は
ありません。
滞納処分を受けたこと

様

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

兵庫県 県民局長 印
(県税事務所発行)
(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第 4 号中

「

税目	県税	納	課税番号	チェ ック	年度	年分	期(月)分	事務別	枝番	商品
----	----	---	------	----------	----	----	-------	-----	----	----

」

を

「

税目	課税番号	課税年度	年分等	連番
歳入区分		金額		

」

に改める。

様式第 5 号中

「

税目	県税	納	課税番号	チェ ック	年度	年分	期(月)分	事務別	枝番	商品

」

を

「

税目	課税番号	課税年度	年分等	連番

」

に、「大阪貯金事務センター東野田分館」を「大阪貯金事務センター」に、「539 - 8795」を「539 - 8794」に、
「公金機関等領収印」を「公金機関領収日付印」に、

「兵庫県収納代理金融機関

兵 庫 県 内 の 郵 便 局」

を

「兵庫県収納代理金融機関」

に改める。

様式第 5 号の 2 を次のように改める。

様式第 5 号の 2 (第13条関係)

兵庫県 領 収 済 通 知 書

公

加入者名		口座記号番号		金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
事務所		税目		課税番号		課税年度
年分等		連番		事務別		納期限 年 月 日

114mm

税 額	円		円	合 計	領 収 日 付 印
延滞金額	円		円	円	
CVS 収 納 用					
総括店 納税者 住所氏名	住所等非表示払込書				

(兵庫県/CVS本部保管)

125mm

兵庫県

納付(入)書(副)

振替払込請求書兼受領証



加入者名			
口座記号番号			
税目			
課税番号			
年分等			
課税年度		連番	事務所
納付番号		納期限	
		年 月 日	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
金額		円	
納税者氏名			

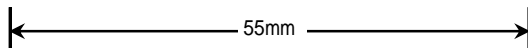
兵庫県
県税事務所

コンビニで収納可能な期限
年 月 日

この受領証は、大切に
保管してください。

領収日付印

(金融機関/CVS店舗保管)



兵庫県 納付(入)書兼領収証書

様

税目 課税番号 年分等				
課税年度		連番		事務所
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計				円
納 期 限	年 月 日			

コンビニで収納可能な期限
年 月 日

上記のとおり領収しました。

納付場所

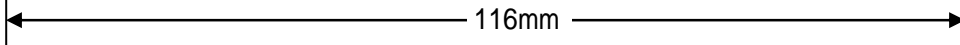
- 兵庫県指定金融機関
- 兵庫県指定代理金融機関
- 兵庫県収納代理金融機関
- 県 税 事 務 所
- コンビニエンスストア

領収証書は、大切に保管してください。

兵庫県 県税事務所

領 収 日 付 印

収入印紙不要



様式第 6 号中「納期限変更通知書」を「納期限変更告知書」に、

「

年度・期別 事業年度又は自動車登録番号	税 目	変 更 前 の 納 期 限	税 額	延 滞 金 額	加算金額
・ -----		・ ・	円	円	円
・ -----		・ ・		法律による金額	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
・ -----		・ ・		〃	
合		計		〃	
法律による金額			円	円	
滞納処分費				総計	
変更後の納期限			納付又は納入場所		
年 月 日			兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・兵庫県内の郵便局・県税事務所		

」

を
「

課税年度 期 別	税 目 課税番号	変 更 前 の 納 期 限	税 額	延 滞 金 額	加算金額	備 考
		・ ・	円	円 法律による 金 額	円	
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
		・ ・		〃		
合 計				〃		
変更後の納期限 年 月 日				納付又は納入場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア		

に、「この通知書」を「この告知書」に改め、「又は滞納処分費」を削り、「B列5番」を「A列4番」に改める。

様式第7号中

「

徴収猶予（徴収猶予の期間延長）を受けようとする徴収金及び納税計画									
納付予定日		納 付 予 定 額	納付予定額内訳						
			履・否	年度・ 期別 科目	課税 番号	税額	延滞金 額	加算金 額	滞納処 分費
回	・ ・	円		・ ----- -----		円	円	円	円
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
	・			・ ----- -----					
合	計								

を
「

徴収猶予（徴収猶予の期間延長）を受けようとする徴収金							
課税年度	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額	滞納処分費	備考
期別	課税番号						
		・ ・	円	円	円	円	
		・ ・					
		・ ・					
		・ ・					
合計							
納付（入）計画							
納付（入）予定日		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
納付（入）予定額		円	円	円	円	円	円
納付（入）予定日		・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
納付（入）予定額		円	円	円	円	円	円
合計							円

に、「B列5番」を「A列4番」に改める。

様式第9号中

「

年度・期限	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額
事業年度又は自動車登録番号			円	法律による金額	円
・		・ ・		〃	
・		・ ・		〃	
・		・ ・		〃	
・		・ ・		〃	

.		. .		"	
.		. .		"	
.		. .		"	
.		. .		"	
.		. .		"	
合 計				"	
法律による金額 滞納処分費			円	総 計 円	
上記納税者(特別徴収義務者)の徴収金額のうち、あなたが納付又は納入をすべき金額 円			納付又は納入期限 年 月 日		納付又は納入場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・兵庫県内の郵便局・県税事務所

を
「

課税年度 期 別	税 目 課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	備考
		. .	円	円 法律による金額	円	円 法律による金額	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	

		・ ・		”		”	
		・ ・		”		”	
合 計				”		”	
上記納税者(特別徴収義務者)の徴収金額のうち、あなたが納付又は納入をすべき金額 円			納付又は納入期限 年 月 日		納付又は納入場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア		

に改め、「納期限までに納付」の右に「又は納入」を加え、「B列5番」を「A列4番」に改める。

様式第9号の2を削る。

様式第10号及び様式第11号を次のように改める。

様式第10号 (第13条関係)

兵庫県 領 収 済 通 知 書

公

加入者名		口座記号番号		金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
事務所		税目	自動車税	課税番号		課税年度
年分等		連番		事務別		納期限
						年 月 日

114mm

税 額		円	延滞金額		円	合計		円	領収日付印
CVS 収納用									(兵庫県/CVS本部保管)
	総括店								
納税者住所氏名	住所等非表示払込書								

125mm

兵庫県

納付書(副)

振替払込請求書兼受領証



加入者名			
口座記号番号			
税 目	自動車税		
登録番号			
年 分 等			
課税年度		連番	事務所
納付番号	納期限		
	年 月 日		
税 額	円		
延滞金額	円		
金額	円		
納税者氏名			

兵庫県

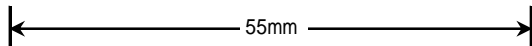
県税事務所

領収日付印

コンビニで収納可能な期限
年 月 日

この受領証は、大切に保管してください。

(金融機関/CVS店舗保管)



兵庫県 督促状兼納付書兼領収証書

様

税 目	自動車税			
登録番号				
年 分 等				
課 税 年 度		連番	事務所	
税 額				円
延滞金額				円
合 計				円
納 期 限	年 月 日			

地方税法第165条の規定により督促します。

督促状を発送した日
年 月 日

上記のとおり領収しました。

兵庫県 県民局長 印

(県税事務所)

電話:

コンビニで収納可能な期限
年 月 日

納付場所 兵庫県指定金融機関
兵庫県指定代理金融機関
兵庫県収納代理金融機関
県 税 事 務 所
コンビニエンスストア

領収証書は、大切に保管してください。

領収日付印

収入印紙不要

← 116mm →

督 促 状

- 1 表記の金額を速やかに納めてください。
- 2 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この督促処分について不服があるときは、この督促状を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この督促処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この督促処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号 (第13条関係)

兵庫県 領 収 済 通 知 書

公

加入者名		口座記号番号		金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
事務所		税目		課税番号		課税年度
年分等		連番		事務別		納期限 年 月 日

114mm

税 額	円		円	合 計	領 収 日 付 印
延滞金額	円		円	円	(兵庫県/CVS本部保管)
CVS 収 納 用					
総括店					
納税者 住所氏名	住所等非表示払込書				

125mm

兵庫県

納付(入)書(副)

振替払込請求書兼受領証



加入者名				
口座記号番号				
税目				
課税番号				
年分等				
課税年度		連番	事務所	
納付番号		納期限		
		年 月 日		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
金額		円		
納税者氏名				

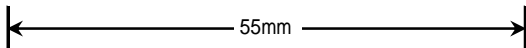
兵庫県 県税事務所

コンビニで収納可能な期限
年 月 日

この受領証は、大切に
保管してください。

領収日付印

(金融機関/CVS店舗保管)



兵庫県 督促状兼納付(入)書兼領収証書

税目 課税番号 年分等				
課税年度		連番	事務所	
				円
				円
				円
				円
				円
				円
合 計				円
納 期 限	年 月 日			
督促状を發した日	年 月 日			

様

地方税法第 条 の規定により督促します。

コンビニで収納可能な期限
年 月 日

上記のとおり領収しました。

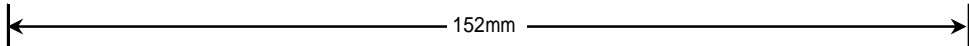
兵庫県 県民局長 [印]

納付場所 (県税事務所)
兵庫県指定金融機関
兵庫県指定代理金融機関
兵庫県収納代理金融機関
コンビニエンスストア

領収日付印

領収証書は、大切に保管してください。

収入印紙不要



督 促 状

- 1 表記の金額を速やかに納めてください。
- 2 この督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この督促処分について不服があるときは、この督促状を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この督促処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この督促処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第12号中

「

納 税 者 住 所 (所在地)					
(特別徴収義務者) 氏 名 (名 称)					
上記納税者 (特別徴収義務者) の第二次納税義務者 (保証人) として、あなたが納付すべき金額 納入					
年度・期別 ----- 事業年度又は自動 車登録番号	税目	納期限	税額	延滞金額	加算金額
. -----		. .	円	法律によ る金額	円
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
. -----		. .		"	
合 計				"	
			円		
滞納処分費 法律による金額			円		
			総 計		

」

を
「

納 税 者 住 所 (所在地)							
(特別徴収義務者) 氏 名 (名 称)							
上記の者に係る徴収金							
課税年度 期 別	税 目 課税番号	納期限	税 額	延滞金額	加 算 金 額	滞 納 処 分 費	備 考
		. .	円	円 法律によ る金額	円	円 法律によ る金額	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
		. .		"		"	
合 計				"		"	
上記納税者(特別徴収義務者)の徴収金額の うち、あなたが納付又は納入をすべき金額 円			納付又は納入期限 年 月 日		納付又は納入場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県 指定代理金融機関・兵庫県収 納代理金融機関・県税事務 所・コンビニエンスストア		
第二次納税義務 (保証債務)を 負う理由							

に改め、同様式御注意に次のように加える。

3 延滞金額又は滞納処分費を計上しているときは、この催告書を作成した日までのものです。

様式第12号中「B列5番」を「A列4番」に改める。

様式第13号中「納めていただいた 税の過誤納金」を「納めていただいた県税の過(誤)納金」に、

県 税	税 目	還付年月日	税目	県税	納	課税番号	チェック	年度	年分期(月)分	事務別	商品	
過 誤 納 額		納付年月日	税 額	延 滞 金	加 算 金	加 算 金	合 計					
							ア					
還 付 加 算 金 の 計 算	基礎となる還付金額	充当又は委託納付適状		支払決定日	総 日 数			除 算 日 数			差引 加算 日数	加算金額
		納 期 限	過(誤)納 発 生 日		始 期	終 期	日数	始 期	終 期	日数		
		・	・	・	・	・	・	・	・			
		・	・	・	・	・	・	・	・			
		・	・	・	・	・	・	・	・		イ	
充 当 金 又 は 委 託 納 付 金 の 内 訳	税 目	課 税 番 号	年 度	年 分	事 務 別	商 品	税 額	延 滞 金	加 算 金	合 計		
										ウ		
還 付 金 額										(ア+イ-ウ)		
納 税 者 (特 別 徴 収 義 務 者)	住所 (所 在 地)	府 県	市 町	町 字								
	氏 名 (名 称)											

を
「

事務所	税 目	登録番号	還付年月日	税目	事務所	課 税 番 号	年度	年分等	連番	事務別			
過 誤 納 額		納付年月日	税 額	延 滞 金	加 算 金	加 算 金	合 計						
		(1) ・・					ア						
		(2) ・・											
		(3) ・・											
		(4) ・・											
還 付 加 算 金 の 計 算	基礎となる還付金額	充当又は委託納付適状		支払決定日	総 日 数			除 算 日 数			加算 金率 (%)	差引 加算 日数	加算金額
		納 期 限	過(誤)納 発 生 日		始 期	終 期	日数	始 期	終 期	日数			
		・	・	・	・	・	・	・	・				
		・	・	・	・	・	・	・	・				
		・	・	・	・	・	・	・	・		イ		
充 当 金 又 は 委 託 納 付 金 の 内 訳	税 目	課税番号(登録番号)	年 度	年 分 等	連 番	事 務 別	税 額	延 滞 金	加 算 金	合 計			

委託納付金の内訳										
還 付 金 額 (ア+イ-ウ)										
納税者 (特別徴収義務者)	住所 (所在地)									
	氏名 (名称)									

に、「(191mm×220mm)」を「(210mm×183mm)」に改める。

様式第13号の2を削る。

様式第18号中

「住 所

(所在地).....

氏 名

(名 称).....様」

を

「住 所

(所在地)

氏 名

(名 称) 様

事業者コード

に改め、「年 月分の」を削り、

「

業 種		課 税 番 号	第 号
屋 号			
申 告 さ れ た 税 額	円		
決 定 し た 不 申 告 加 算 金 額	円		
法 定 納 期 限	年 月 日		
申 告 年 月 日	年 月 日		
納付場所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関 兵庫県収納代理金融機関・兵庫県内の郵便局・県税事務所		

を

「

業 種		屋 号	
年 月 分	年 月分		

申告された税額		円
決定した不申告加算金額		円
法定納期限	年 月 日	
申告年月日	年 月 日	
不申告加算金納期限 (指定納期限)	年 月 日	
兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関 納付場所 兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア		

に改める。

様式第19号中

税目	県税	納	課税番号	チェック	年度	年分	月分	事務別	枝番	商品	現・繰

を

税目	県税	課税番号	チェック	年度	年分	月分	連番	現・繰

に、「大阪貯金事務センター東野田分館」を「大阪貯金事務センター」に、「539 - 8795」を「539 - 8794」に、「公金機関等領収印」を「公金機関領収日付印」に改める。

様式第24号中「兵庫県内の郵便局、県税事務所」を「県税事務所、コンビニエンスストア」に改める。

様式第27号中

特別徴収義務者番号	
特別徴収義務者	様 営業所等の名称 営業所等の所在地 利子等の種別

を

特別徴収義務者番号	利子等の種別
特別徴収義務者	様 所在地

に、「年分」を「年分月分」に、「月分」を「調定事由」に、「兵庫県内の郵便局・県税事務所」を「県税事務所・コンビニエンスストア」に、「B列5番」を「A列4番」に改める。

様式第27号の2及び様式第27号の3中

特別徴収義務者番号	
特別徴収義務者	様 所在地

を
「

特別徴収義務者番号	
特別徴収義務者	様 所在地

に、「年分」を「年分月分」に、「月分」を「調定事由」に、「兵庫県内の郵便局・県税事務所」を「県税事務所・コンビニエンスストア」に改める。

様式第28号から様式第31号までを次のように改める。

様式第28号（第19条関係）

年度 個人事業税 分 納税通知書

様

課税番号	
事業	
業種	
納貯組合	

お問い合わせ先	県税事務所
---------	-------

年所得分	
課税標準額	円
第1種 5%	
第3種 5%	
第2種 4%	
第3種 3%	
年税額	円

期別	税額	納期限
	円	年 月 日
	円	年 月 日

年 月 日

兵庫県 県民局長 印

地方税法第72条の2及び兵庫県税条例第33条の規定により、上記のとおり個人事業税を課しますから、納期限までに納付してください(裏も読んでください。)

115mm

125mm

御注意

- 1 表記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から

3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 4 納付場所は、兵庫県指定金融機関、兵庫県指定代理金融機関、兵庫県収納代理金融機関、県税事務所及びコンビニエンスストアです。

様式第29号及び様式第30号 削除

様式第31号 (第19条関係)

114mm

都道府県コード	兵庫県税		個人事業税領収済通知書		公	OCR用
280003						
事務所		課税番号		課税年度		
年分等			連番		事務別	

納期限:	年 月 日	税 額:	円
金融機関:	預金種別:	口座番号:	

受入店 (払込店) 取りまとめ店 総括店			
納税者		取りまとめ店(局)受付印	公金機関領収日付印
氏名			
県税事務所保管			

口座振替分

125mm

都道府県コード	兵庫県税
280003	

個人事業税納付書(副) (公)

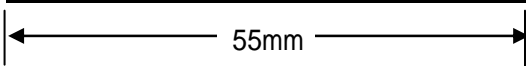
事務所	課税年度	
課税番号		
年分等		
連番	事務別	
金融機関	預金種別	口座番号
納期限 年 月 日		
税 額 円		
納税者 氏 名		

総括店

公金機関領収日付印

収納した公金機関保管
(2年保存)

口座振替分



都道府県コード	兵庫県税
280003	

年度
 個人事業税納付書兼領収証書 (公)
 (年分)

様

課税番号	
納期限	年 月 日
税 額	円
金融機関	
預金種別	
口座番号	
兵庫県	県税事務所

お問い合わせ先

公金機関領収日付印

口座振替分

領収証書は、大切に保存してください。



様式第34号を次のように改める。
 様式第34号（第20条関係）

年度 不動産取得税 納税通知書 様		
課税標準額	課税番号	
	不動産の種類	
	%税率適用	千円
	%税率適用	千円
不動産の概要	税 額	円
減額の理由	差引納付額	円
徴収猶予期限	納 期 限	年 月 日
お問い合わせ先		県税事務所
地方税法第73条の2及び兵庫県税条例第46条の規定により、 上記のとおり不動産取得税を課税しますから、納期限までに 納付してください(裏面も読んでください。)。		年 月 日 兵庫県 県民局長 印

御注意

- 1 表記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
 この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
 なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 4 納付場所は、兵庫県指定金融機関、兵庫県指定代理金融機関、兵庫県収納代理金融機関、県税事務所及びコンビニエンスストアです。

様式第34号の2を削る。

様式第35号を次のように改める。

様式第35号 削除

様式第45号及び様式第46号を次のように改める。

様式第45号（第20条の2関係）

年度 県たばこ税 納税通知書

年 月 日

住 所

（所在地）

氏 名

（名 称）

様

事業者コード

兵庫県

県民局長



（

県税事務所）

地方税法第74条の9ただし書及び兵庫県税条例第68条の6第1項の規定により、下記のとおり県たばこ税を課しますから、納期限までに納付してください。

	年度	年分	月分
課税標準額	売渡し又は消費等の合計本数 本		
	小売定価の合計額 円		
税 率			
税 額	円		
納 期 限	年	月	日
納 付 場 所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア		

御注意

- 上記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により公示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合））、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 上記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

お問い合わせ先

（電話

）

(日本工業規格 A 列 4 番)

様式第46号 (第20条の2 関係)

たばこ税 (加算金) 納付通知書
減額

住 所 年 月 日
(所在地)
氏 名 兵庫県 県民局長 印
(名 称) 様 (県税事務所)
事業者コード

下記のとおり地方税法第74条の20、第74条の23又は第74条の24の規定により更正又は決定をしたから通知します。

なお、不足金額は、指定納期限までに納付してください。

業 種		枚のうち		枚 目		
		調定事由		調定事由		調定事由
更正 又は 決定額	課税標準数量 (本)					
	税額 (× $\frac{\quad}{1,000}$) (円)					
	課税免除される本数 (本)					
	課税免除される税額 (円)					
	返還控除される本数 (本)					
	返還控除される金額 (円)					
	差 引 (- -) (円)					
申告 (確定済) 額	課税標準数量 (本)					
	税額 (× $\frac{\quad}{1,000}$) (円)					
	課税免除される本数 (本)					
	課税免除される税額 (円)					
	返還控除される本数 (本)					
	返還控除される金額 (円)					

	差 引 (- -) (円)				
過不足額	税額 (-) (円)				
加 算 金	種 別				
	計算の基礎 となる税額	(円)			
	同上×乗率	(円)			
	確定済額	(円)			
	種 別				
	計算の基礎 となる税額	(円)			
	同上×乗率	(円)			
	確定済額	(円)			
	種 別				
	計算の基礎 となる税額	(円)			
	同上×乗率	(円)			
	確定済額	(円)			
	過不足額 (- + -) (+ -) (円)				
法 定 納 期 限					
申 告 年 月 日					
指 定 納 期 限	年 月 日	納付場所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア		

御注意

- 不足税額を納付されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合))、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した延滞金額を加算して納付してください。
- 上記の指定納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算

して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。
 審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。

この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第55号中

「

申告税額等	種 別	税 率 (ア)	利 用 人 員 (イ)	税 額 (ア)×(イ)			
	会員・非会員の利用	円		人	百万	千	
不均一課税による利用							
	計						

」

を

「

申告税額等	種 別	税 率 (ア)	利 用 人 員 (イ)	税 額 (ア)×(イ)			
	会員・非会員の利用	円		人	百万	千	
不均一課税による利用							
	計						

不均一課税適用 利用人員	国体に準ずる競技会	休業日の利用	早朝又は薄暮の利用
	人	人	人

非課税適用利用人員	18歳未満	70歳以上	障害者	国体選手	学生等
	人	人	人	人	人

課税対象とならない 利用人員													
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

」

に、「B列5番」を「A列4番」に改める。

様式第56号中「B列5番」を「A列4番」に改める。

様式第57号を次のように改める。

様式第57号(第27条関係)

ゴルフ場利用税(加算金) 納入通知書
減額

住 所 年 月 日
 (所在地)
 氏 名 兵庫県 県民局長 印
 (名称) 様 (県税事務所)
 課 税 番 号

下記のとおり地方税法第87条、第90条又は第91条の規定により更正又は決定をしたから通知します。
 なお、不足金額は、指定納期限までに納入してください。

区 分		枚のうち		枚 目			
		調定 事由		調定 事由		調定 事由	
更正 決定	利 用 人 員 人						
	税 額 (× 円) 円						
申告 確定 済	利 用 人 員 人						
	税 額 (× 円) 円						
過不 足額	利用人員 (-) 人						
	税 額 (-) 円						
加 算 金	種 別						
	計算の基礎となる税額 円						
	同上 × 乗率 円						
	確定済額 円						
	種 別						
	計算の基礎となる税額 円						
	同上 × 乗率 円						
	確定済額 円						
	種 別						
計算の基礎となる税額 円							
同上 × 乗率 円							
確定済額 円							
	過不足額 (- + - + -) 円						
法 定 納 期 限							
申 告 年 月 日							
指 定 納 期 限		年 月 日	納入 場所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定 代理金融機関・兵庫県収納代理金 融機関・県税事務所・コンビニエ ンスストア			

御注意

- 不足額を納入される時は、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合))、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した延滞金額を加算して納入してください。
- 上記の指定納期限までに納入されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
 この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第66号から様式第68号までの規定中

「.....様」

を

「住 所
(所在地)
氏 名
(名称) 様
事業者コード」

に改める。

様式第82号中

「

税 目	県 税	納	課税番号	チェック	納 貯
-----	-----	---	------	------	-----

を

「

税 目	県 税	納	事業者コード
-----	-----	---	--------

に、

「

枝番	商品
----	----

を

「

連番

に、「大阪貯金事務センター東野田分館」を「大阪貯金事務センター」に、「539 - 8795」を「539 - 8794」に、「公金機関等領収印」を「公金機関領収日付印」に、

「

枝番	商品
----	----

を

「

連番

に、

「兵庫県収納代理金融機関
兵 庫 県 内 の 郵 便 局」

を

「兵庫県収納代理金融機関」

に改める。

様式第82号の2を次のように改める。

様式第82号の2（第32条の21関係）

年度 軽油引取税 納税通知書

年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名称)

様

事業者コード

兵庫県 県民局長 印
(県税事務所)

地方税法第144条の22第4項及び第144条の25第5項並びに兵庫県税条例第113条の15第1項の規定により、下記のとおり軽油引取税を課しますから、納期限までに納付してください。

	年度		年分		月分	
課税標準	リットル					
税率	円					
税額	円					
納期限	年		月		日	
納付場所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・ 県税事務所・コンビニエンスストア					

御注意

- 1 上記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合（当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により公示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合））、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合（特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合）で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 上記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

お問い合わせ先
(電話)

(日本工業規格 A列4番)

様式第82号の4を次のように改める。
 様式第82号の4（第32条の21関係）

軽油引取税（ 加算金） 納入（付） 減 額 通知書

住 所 年 月 日
 （所在地）
 氏 名 兵庫県 県民局長 印
 （名称） 様 （ 県税事務所）
 事業者コード

下記のとおり地方税法第144条の44、第144条の47又は第144条の48の規定により更正又は決定をしたから通知します。

なお、不足金額は、指定納期限までに納入（付）してください。

業 種		枚のうち		枚 目	
		調定事由	調定事由	調定事由	調定事由
更正又は決定	引 渡 数 量 (ℓ)				
	課税対象とならない数量 (ℓ)				
	差 引 数 量 (ℓ)				
	欠減量 ($\frac{1}{100}$ 又は $\frac{0.3}{100}$) (ℓ)				
	(ア) 課 税 標 準 量 (ℓ)				
	(イ) 税 額 ((ア) × 税率 (円)) (円)				
申告(確)	引 渡 数 量 (ℓ)				
	課税対象とならない数量 (ℓ)				
	差 引 数 量 (ℓ)				
	欠減量 ($\frac{1}{100}$) (ℓ)				

定 済 額	は) $\frac{0.3}{100}$				
	(ウ) 課税標準量 (ℓ)				
	(エ) 税額 ((ウ) × 税率 (円) 円)				
過 不 足 額	引 渡 数 量 (ℓ)				
	課税対象とならな い数量 (ℓ)				
	差 引 数 量 (ℓ)				
	欠減量 ($\frac{1}{100}$ 又 は $\frac{0.3}{100}$) (ℓ)				
	課 税 標 準 量 (ℓ)				
	税 額 (円) ((イ) - (エ))				
加 算 金	種 別				
	計算の基礎と なる税額 (円)				
	同上 × 乗率 (円)				
	確定済額 (円)				
	種 別				
	計算の基礎と なる税額 (円)				
	同上 × 乗率 (円)				
	確定済額 (円)				
	種 別				
	計算の基礎と なる税額 (円)				
	同上 × 乗率 (円)				
	確定済額 (円)				
過不足額 (円)					
法 定 納 期 限					

申 告 年 月 日			
指 定 納 期 限	年 月 日	納入(付)場所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア

御注意

- 1 不足税額を納入(付)されるときは、法定納期限の翌日から指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合))、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。
- 2 上記の指定納期限までに納入(付)されないために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この更正又は決定の処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を經由して提出してください。
この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この更正又は決定の処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(日本工業規格 A列4番)

様式第85号から様式第88号までを次のように改める。

様式第85号(第36条関係)

兵庫県

自動車税領収済通知書 公

加入者名		口座記号番号		金額	円	
収納機関番号		納付番号		確認番号	納付区分	
事務所		税目	自動車税	課税番号		課税年度
年分等		連番		事務別	納期限	年 月 日

114mm

税額	円	延滞金額	円	合計	円
CVS 収納用					領収日付印
	総括店				
納税者氏名					

(兵庫県/CVS本部保管)

125mm

兵庫県 自動車税 納付書(副) 公

振替払込請求書兼受領証

加入者名					
口座記号番号					
税目	自動車税				
登録番号					
年分等					
課税年度		連番		事務所	
納付番号	納期限				
	年 月 日				
税額					円
延滞金額					円
金 額					
納税者氏名					

兵庫県

県税事務所

コンビニで収納可能な期限

年 月 日

領収日付印

(金融機関 / CVS 店舗保管)

← 55mm →

兵庫県

年度 自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書

車名		登録番号	
車検有効期限		お問い合わせ先	県税事務所 電話

様

税額 (税率)	円	納期限	年 月 日
延滞金額	円	地方税法第145条及び兵庫県税条例第114条の規定により、上記のとおり自動車税を課しますから、納期限までに納めてください(裏面もお読みください。)	
合 計	円	納付場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・県税事務所・コンビニエンスストア	領収日付印
年 月 日 兵庫県 県民局長 (県税事務所)	印	コンビニで収納可能な期限	
		年 月 日	

(収入印紙不要)(納税者保管)

132mm

自 動 車 税 納 税 証 明 書
(継 続 検 査 及 び 構 造 等 変 更 検 査 用)
上 記 検 査 に は こ の 証 明 書 が 必 要 で す。

登録番号
有効期限 年 月 日まで
車台番号

上 記 登 録 番 号 の 自 動 車 に つ い て 、 自 動 車 税
の 滞 納 が な い こ と を 証 明 し ま す。

兵 庫 県
県 民 局 長
(県 税 事 務 所)

印

御 注 意
自 動 車 税 納 税 証 明 書 及 び 有 効 期 限 の 文 字 が
* 印 で 消 さ れ て い る も の 又 は 領 収 日 付 印 の な
い も の は 、 納 税 証 明 書 と し て 使 用 で き ま せ ン。

領 収 日 付 印

(納 税 者 保 管)



御注意

- 1 表記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第86号 (第36条関係)

兵庫県

領 収 済 通 知 書 公

加入者名		口座記号番号		金額	円	
収納機関番号		納付番号		確認番号	納付区分	
事務所		税目	自動車税	課税番号		課税年度
年分等		連番		事務別	納期限	年 月 日

114mm

税額	円	延滞金額	円	合計	円	
CVS 収納用						領収日付印
	総括店					
納税者氏名						

(兵庫県 / CVS本部保管)

125mm

兵庫県 納 付 書 (副)



振替払込請求書兼受領証

加入者名					
口座記号番号					
税目	自動車税				
登録番号					
年分等					
課税年度		連番		事務所	
納付番号	納期限				
	年 月 日				
税額					円
延滞金額					円
金 額					
納税者氏名					

兵庫県

県税事務所

コンビニで収納可能な期限

年 月 日

領収日付印

(金融機関 / CVS 店舗保管)



兵庫県

年度 自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書

車名		登録番号	
年度、年分等		お問い合わせ先	県税事務所
税額			円
延滞金額			円
合計			円
納税者 住所 氏名	様		
納期限	年 月 日		

年 月 日

兵庫県

県民局長

印

(県税事務所)

地方税法第145条及び兵庫県 県税条例第114条の規定に より、上記のとおり自動車 税を課しますから、納期限 までに納めてください(裏 面もお読みください。) コンビニで収納可能な期限 年 月 日	納付場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理 金融機関・兵庫県収納代理金融機関・ 県税事務所・コンビニエンスストア	領収日付印

(収入印紙不要)(納税者保管)

69mm

御注意

- 1 この通知書により自動車税を納付するときは、この通知書を発した日の翌日から表記の納期限までの期間又は納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合))、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。

この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。

なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第86号の2 (第36条関係)

兵庫県

領 収 済 通 知 書 公

加入者名		口座記号番号		金額	円		
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分	
事務所		税目	自動車税	課税番号		課税年度	
年分等		連番		事務別		納期限	年 月 日

114mm

税額	円	延滞金額	円	合計	円
----	---	------	---	----	---

CVS 収納用		
	総括店	
	納税者氏名	

領収日付印

(兵庫県 / CVS本部保管)

125mm

兵庫県

納 付 書 (副)



振替払込請求書兼受領証

加入者名					
口座記号番号					
税目	自動車税				
登録番号					
年分等					
課税年度		連番		事務所	
納付番号	納期限				
	年 月 日				
税額					円
延滞金額					円
金 額					
納税者氏名					

兵庫県

県税事務所

コンビニで収納可能な期限

年 月 日

領収日付印

領収日付印

(金融機関 / CVS 店舗保管)

← 55mm →

兵庫県

年度 自動車税納税通知書兼納付書兼領収証書

車名		登録番号	
年度、年分等		お問い合わせ先	県税事務所
税額			円
延滞金額			円
合計			円
納税者 住所 氏名			
納期限	年	月	日

年 月 日

兵庫県

県民局長

印

(県税事務所)

地方税法第145条及び兵庫県 県税条例第114条の規定に より、上記のとおり自動車 税を課しますから、納期限 までに納めてください(裏 面もお読みください。) コンビニで収納可能な期限 年 月 日	納付場所 兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理 金融機関・兵庫県収納代理金融機関・ 県税事務所・コンビニエンスストア	領収日付印

(収入印紙不要)(納税者保管)

69mm

自動車税納税証明書
(継続検査及び構造等変更検査用)
上記検査にはこの証明書が必要です。

登録番号
有効期限 年 月 日まで
車台番号

上記登録番号の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

兵庫県

県民局長
(県税事務所)



御注意

自動車税納税証明書及び有効期限の文字が
*印で消されているもの又は領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。

領収日付印

(納税者保管)



御注意

- 1 表記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第87号 (第36条関係)

兵庫県 領 収 済 通 知 書

公

加入者名		口座記号番号		金額		円
収納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分
事務所		税目	自動車税	課税番号		課税年度
年分等		連番		事務別		納期限
						年 月 日

114mm

税 額	円	延滞金額	円	合計	円	領収日付印						
CVS 収納用						(兵庫県/CVS本部保管)						
							総括店					
							納税者 住所氏名	住所等非表示払込書				

125mm

兵庫県

納付書(副)

振替払込請求書兼受領証

公

加入者名			
口座記号番号			
税 目	自動車税		
登録番号			
年分等			
課税年度	連番	事務所	
納付番号	納期限		
	年 月 日		
税 額	円		
延滞金額	円		
金 額	円		
納税者 氏 名			

兵庫県

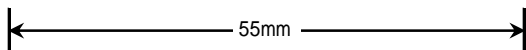
県税事務所

領収日付印

コンビニで収納可能な期限
年 月 日

この受領証は、大切に保管してください。

(金融機関/CVS店舗保管)



兵庫県 自動車税納付書兼領収証書

様

登録番号			
年分等			
課税年度		事務所	
税 額			円
延滞金額			円
合 計			円
納期限	年 月 日		

上記のとおり領収しました。

兵庫県 県税事務所

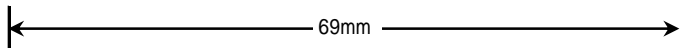
コンビニで収納可能な期限
年 月 日

納付場所

- 兵庫県指定金融機関
- 兵庫県指定代理金融機関
- 兵庫県収納代理金融機関
- 県 税 事 務 所
- コンビニエンスストア

領収日付印

(収入印紙不要) (納税者保管)



自動車税納税証明書

(継続検査及び構造等変更検査用)

上記検査にはこの証明書が必要です

登録番号

有効期限

年 月 日まで

車台番号

上記登録番号の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

兵庫県

県民局長 [印]
(県税事務所)

御注意
自動車税納税証明書及び有効期限の文字が*印で消されているもの又は領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。

領収日付印

(納税者保管)

48mm

様式第88号 (第36条関係)

(表)

都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 領収済通知書 (公)			
口座番号				税額	円
加入者名					
課税番号			年度・年分・月分 連番	延滞金額	円
車検有効年月	所管 県税 事務所	県税事務所		合計金額	円
納税者 氏名	指定金融機関 取りまとめ店 領収日付印				
C V S 収 納 用					
納期限	年 月 日				
総括店					
取りまとめ局	大阪府金事務所センター 〒 539-8794	収納代 行会社			
(兵庫県 / CVS本部保管)					

都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 納付書(副) (公)			
口座番号				税額	円
加入者名					
登録番号			年度・年分・月分 連番	延滞金額	円
税額				合計	円
延滞金額				合計	円
納期限	年 月 日				
納税者 氏名	兵庫県 県民局長 (県税事務所)				
所管県税 事務所					県税事務所
納期限	年 月 日				
収納代行会社					
(受入局・公金機関 / CVS店舗保管)					

都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 納付書兼 領収証書 (公)			
口座番号				税額	円
加入者名					
登録番号			年度・年分・月分 連番	延滞金額	円
税額				合計	円
延滞金額				合計	円
納期限	年 月 日				
納税者 住所 氏名	兵庫県 県民局長 (県税事務所)				
所管県税 事務所					県税事務所
納期限	年 月 日				
収納代行会社					
(納税者保管 / 収入印紙不要)					

(裏)

納付場所
兵 庫 県 指 定 金 融 機 関
兵 庫 県 指 定 代 理 金 融 機 関
兵 庫 県 収 納 代 理 金 融 機 関
県 税 事 務 所
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア

様式第88号の次に次の1様式を加える。

様式第88号の2 (第36条関係)

(表)

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">都道府県コード 280003</td> <td style="width: 10%;">兵庫県税</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">自動車税 領収済通知書 (公) OCR用</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>課税番号</td> <td>年度・年分・月分・運番</td> <td>車検有効年月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">所管県税事務所 県税事務所</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税目</td> <td style="width: 20%;">課税番号</td> <td style="width: 20%;">年分月分等</td> <td style="width: 20%;">課税年度</td> <td style="width: 20%;">調定運番</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="font-size: small;">(お願い) このカードは、直接コンピュータにかかりますので、汚したり、ピンでまどめたり、折り曲げたりしないでください。</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">税額</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">延滞金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="text-align: right;">合計</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納税者 氏名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">指定金融機関 取りまとめ店 領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">CVS 収納用</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">公金機関等領収日付印</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>総括店</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>収納代行会社</td> <td>取りまとめ局</td> <td colspan="2">大阪貯金事務所センター 〒 539-8794</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right; font-size: x-small;">(兵庫県 / CVS本部保管)</td> </tr> </table>	都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 領収済通知書 (公) OCR用		課税番号	年度・年分・月分・運番	車検有効年月		口座番号	加入者名	所管県税事務所 県税事務所		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税目</td> <td style="width: 20%;">課税番号</td> <td style="width: 20%;">年分月分等</td> <td style="width: 20%;">課税年度</td> <td style="width: 20%;">調定運番</td> </tr> </table>				税目	課税番号	年分月分等	課税年度	調定運番	(お願い) このカードは、直接コンピュータにかかりますので、汚したり、ピンでまどめたり、折り曲げたりしないでください。						税額	円			延滞金額				合計		納税者 氏名	指定金融機関 取りまとめ店 領収日付印			CVS 収納用	公金機関等領収日付印			納期限	年 月 日			総括店				収納代行会社	取りまとめ局	大阪貯金事務所センター 〒 539-8794		(兵庫県 / CVS本部保管)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">都道府県コード 280003</td> <td style="width: 10%;">兵庫県税</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">自動車税 納付書(副) (公)</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度・年分・月分・運番</td> <td>税額</td> <td>延滞金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納税者 氏名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">納税者 住所 氏名</td> </tr> <tr> <td>所管県税事務所</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">兵庫県 県民局長 (県税事務所)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">電話</td> </tr> <tr> <td>コンビニで収納可能な期限</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">公金機関等領収日付印</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>収納代行会社</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right; font-size: x-small;">(受入局・公金機関 / CVS店舗保管)</td> </tr> </table>	都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 納付書(副) (公)		口座番号	加入者名	登録番号		年度・年分・月分・運番	税額	延滞金額		合計	円			納期限	年 月 日			納税者 氏名	納税者 住所 氏名			所管県税事務所	兵庫県 県民局長 (県税事務所)			電話				コンビニで収納可能な期限	公金機関等領収日付印			年 月 日				収納代行会社				(受入局・公金機関 / CVS店舗保管)				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">都道府県コード 280003</td> <td style="width: 10%;">兵庫県税</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">自動車税 納付書兼 領収証書 (公)</td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td>加入者名</td> <td>登録番号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度・年分・月分・運番</td> <td>税額</td> <td>延滞金額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3" style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>納期限</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">納税者 住所 氏名</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">兵庫県 県民局長 (県税事務所)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">電話</td> </tr> <tr> <td>コンビニで収納可能な期限</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">公金機関等領収日付印</td> </tr> <tr> <td>年 月 日</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>収納代行会社</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right; font-size: x-small;">(納税者保管 / 収入印紙不要)</td> </tr> </table>	都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 納付書兼 領収証書 (公)		口座番号	加入者名	登録番号		年度・年分・月分・運番	税額	延滞金額		合計	円			納期限	年 月 日			納税者 住所 氏名	兵庫県 県民局長 (県税事務所)			電話				コンビニで収納可能な期限	公金機関等領収日付印			年 月 日				収納代行会社				(納税者保管 / 収入印紙不要)			
都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 領収済通知書 (公) OCR用																																																																																																																																																									
課税番号	年度・年分・月分・運番	車検有効年月																																																																																																																																																									
口座番号	加入者名	所管県税事務所 県税事務所																																																																																																																																																									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税目</td> <td style="width: 20%;">課税番号</td> <td style="width: 20%;">年分月分等</td> <td style="width: 20%;">課税年度</td> <td style="width: 20%;">調定運番</td> </tr> </table>				税目	課税番号	年分月分等	課税年度	調定運番																																																																																																																																																			
税目	課税番号	年分月分等	課税年度	調定運番																																																																																																																																																							
(お願い) このカードは、直接コンピュータにかかりますので、汚したり、ピンでまどめたり、折り曲げたりしないでください。																																																																																																																																																											
		税額	円																																																																																																																																																								
		延滞金額																																																																																																																																																									
		合計																																																																																																																																																									
納税者 氏名	指定金融機関 取りまとめ店 領収日付印																																																																																																																																																										
CVS 収納用	公金機関等領収日付印																																																																																																																																																										
納期限	年 月 日																																																																																																																																																										
総括店																																																																																																																																																											
収納代行会社	取りまとめ局	大阪貯金事務所センター 〒 539-8794																																																																																																																																																									
(兵庫県 / CVS本部保管)																																																																																																																																																											
都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 納付書(副) (公)																																																																																																																																																									
口座番号	加入者名	登録番号																																																																																																																																																									
年度・年分・月分・運番	税額	延滞金額																																																																																																																																																									
合計	円																																																																																																																																																										
納期限	年 月 日																																																																																																																																																										
納税者 氏名	納税者 住所 氏名																																																																																																																																																										
所管県税事務所	兵庫県 県民局長 (県税事務所)																																																																																																																																																										
電話																																																																																																																																																											
コンビニで収納可能な期限	公金機関等領収日付印																																																																																																																																																										
年 月 日																																																																																																																																																											
収納代行会社																																																																																																																																																											
(受入局・公金機関 / CVS店舗保管)																																																																																																																																																											
都道府県コード 280003	兵庫県税	自動車税 納付書兼 領収証書 (公)																																																																																																																																																									
口座番号	加入者名	登録番号																																																																																																																																																									
年度・年分・月分・運番	税額	延滞金額																																																																																																																																																									
合計	円																																																																																																																																																										
納期限	年 月 日																																																																																																																																																										
納税者 住所 氏名	兵庫県 県民局長 (県税事務所)																																																																																																																																																										
電話																																																																																																																																																											
コンビニで収納可能な期限	公金機関等領収日付印																																																																																																																																																										
年 月 日																																																																																																																																																											
収納代行会社																																																																																																																																																											
(納税者保管 / 収入印紙不要)																																																																																																																																																											

(裏)

納付場所		
兵 庫 県 指 定 金 融 機 関		
兵 庫 県 指 定 代 理 金 融 機 関		
兵 庫 県 収 納 代 理 金 融 機 関		
県 税 事 務 所		
コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア		

様式第89号及び様式第90号を次のように改める。

様式第89号 (第36条関係)

都道府県コード		兵庫県税	自動車税領収済通知書		公	OCR用
280003						
事務所		課税番号		課税年度		
年分等			連番		事務別	
				登録番号		

114mm

納期限: 年 月 日		税 額: 円	
金融機関:	預金種別:	口座番号:	
受入店 (払込店) 取りまとめ店 総括店			
納税者		取りまとめ店(局)受付印	公金機関領収日付印
氏 名			
県税事務所保管			

口座振替分

125mm

都道府県コード	兵庫県税
280003	

自動車税納付書(副) (公)

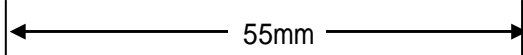
事務所		課税年度	
登録番号			
課税番号			
年分等			
連番		事務別	
金融機関	預金種別	口座番号	
納期限 年 月 日			
税 額 円			
納税者 氏 名			

総括店

公金機関領収日付印

収納した公金機関保管
(2年保存)

口座振替分



都道府県コード	兵庫県税
280003	

年度

自動車税納付書兼領収証書 (公)

様

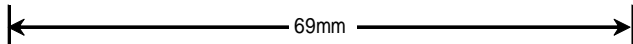
登録番号	
車名	
納期限	年 月 日
税額	円
金融機関	
預金種別	
口座番号	
兵庫県 県税事務所	

お問い合わせ先

公金機関領収日付印

領収証書は、大切に保存してください。

口座振替分



自動車税納税証明書

(継続検査及び構造等変更検査用)

上記検査にはこの証明書が必要です

登録番号
有効期限 年 月 日まで
車台番号

上記登録番号の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

兵庫県

県民局長 印

(県税事務所)

御注意

自動車税納税証明書及び有効期限の文字が*印で消されているもの又は公金機関領収日付印のないものは、納税証明書として使用できません。

公金機関領収日付印

--

← 48mm →

様式第90号 削除

様式第90号の2を削る。

様式第97号中「(継続検査用)」を「(継続検査及び構造等変更検査用)」に、「自動車継続検査」を「自動車の継続検査又は構造等変更検査」に、「(152mm×102mm)」を「(日本工業規格A列4番)」に改める。

様式第102号を次のように改める。

様式第102号 (第37条関係)

年度 鉦区税 納税通知書

様

課税番号	
登録番号	
課税標準	
税率	

税額	円
納期限	年 月 日

お問い合わせ先	県税事務所
---------	-------

地方税法第178条及び兵庫県税条例第130条の規定により、上記のとおり鉦区税を課しますから、納期限までに納付してください(裏面もお読みください。)。

年 月 日
 兵庫県 県民局長 印

96mm

125mm

御注意

- 1 表記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決

を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 4 納付場所は、兵庫県指定金融機関、兵庫県指定代理金融機関、兵庫県収納代理金融機関、県税事務所及びコンビニエンスストアです。

様式第108号を次のように改める。

様式第108号 (第40条関係)

年度 固定資産税 (償却資産) 納税通知書

年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名
(名称)

様

課税番号

兵庫県

県民局長



(県税事務所)

地方税法第740条及び兵庫県税条例第147条第1項の規定により、下記のとおり固定資産税を課しますから、納期限までに納付してください。

課税標準額	円	
税 率		
年 税 額	円	
期 別	税 額	納 期 限
第 1 期	円	年 月 日
第 2 期	円	年 月 日
第 3 期	円	年 月 日
第 4 期	円	年 月 日
納 付 場 所	兵庫県指定金融機関・兵庫県指定代理金融機関・兵庫県収納代理金融機関・ 県税事務所・コンビニエンスストア	

御注意

- 1 上記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により公示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 上記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に係る裁決書を受け取られた日の翌日から起算して6月以内に、兵庫県を被告として提起することができます。
なお、この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

お問い合わせ先

(電話)

(日本工業規格 A列4番)

様式第133号を次のように改める。
様式第133号（第46条関係）

年度 狩猟税 納税通知書

様

課 税 番 号		税 額	
狩猟免許の種類			円
狩 獵 場 所		納 期 限	年 月 日
税 率			

お問い合わせ先	県税事務所
---------	-------

地方税法第700条の51及び兵庫県税条例第178条の規定により、上記のとおり狩猟税を課しますから、納期限までに納付してください(裏面もお読みください。)

年 月 日
兵庫県 県民局長 印

96mm

125mm

御注意

- 1 表記の納期限までに完納されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合(当該期間の属する年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合(以下「特例基準割合」という。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超えるときは、年7.3パーセントの割合))、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6パーセントの割合(特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、特例基準割合に7.3パーセントの割合を加算した割合)で計算した延滞金を納めなければなりません。
- 2 表記の納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- 3 この賦課処分について不服があるときは、この通知書を受け取られた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により、兵庫県知事に審査請求をすることができます。審査請求は、正副2通作成し、なるべく当県税事務所を経由して提出してください。
この賦課処分の取消しの訴えは、地方税法第19条の12の規定により、上記の審査請求に係る判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から3月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

4 納付場所は、兵庫県指定金融機関、兵庫県指定代理金融機関、兵庫県収納代理金融機関、県税事務所及びコンビニエンスストアです。

(県税等に係る財務規則の特例に関する規則の一部改正)

第 2 条 県税等に係る財務規則の特例に関する規則 (昭和39年兵庫県規則第33号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「各納期ごとに」を「納付又は納入の期日前に」に改める。

第 5 条ただし書中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 (平成16年兵庫県条例第14号) 第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請その他の手続に係る徴収金を納付若しくは納入する」を「電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で当該公金機関が定めるものにより納付金口座振替請求書に記載すべき事項を当該公金機関に通知する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年 8 月 4 日から施行する。

(経過措置)

2 第 1 条の規定による改正後の兵庫県税条例施行規則の様式については、当分の間、同条の規定による改正前の兵庫県税条例施行規則の様式によることができる。